

○群馬県警察の服務に関する訓令

平成11年3月15日
本部訓令甲第6号

〔沿革〕

平成11年4月本部訓令甲第12号、12年2月第5号、3月第7号、13年3月第2号、8月第7号、14年3月第4号、6月第14号、7月第16号、9月第23号、第24号、11月第26号、15年5月第13号、8月第14号、12月第24号、16年3月第7号、第8号、6月第18号、17年8月第8号、18年6月第14号、8月第17号、19年3月第2号、5月第6号、9月第17号、20年3月第3号、6月第7号、21年3月第8号、4月第11号、5月第12号、22年3月第1号、7月第9号、23年2月第2号、24年3月第3号、24年12月第11号、25年3月第4号、第6号、12月第9号、26年8月第26号、27年2月第2号、第3号、3月第5号、4月第7号、5月第8号、9月第11号、28年3月第3号、29年11月第14号、30年3月第3号、31年2月第1号、令和元年6月第2号、2年3月第2号、3年3月第3号、4号、4月第7号、7月第9号改正

（概要）

この規定は、服務の基本、勤務、出張、指導監督等群馬県警察の職員の服務、職務倫理及び指揮監督に関し必要な事項を定めたものである。